

## 議案第3号

### 鳥取県立美術館の設置等に関する条例

次のとおり鳥取県立美術館の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立美術館の設置等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理（第3条—第12条）

### 第3章 鳥取県立美術館協議会（第13条―第16条）

### 第4章 ネットワークの構築（第17条）

### 第5章 雑則（第18条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）

第18条及び第22条の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他必要な事項について定めることを目的とする。

##### （設置）

第2条 県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）を倉吉市に設置する。

#### 第2章 管理

##### （指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」

という。）に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

（1） 県立美術館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの特権に属する業務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 県立美術館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、県立美術館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けないで美術館資料を模写し、又は撮影すること。

(3) 喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食をすること。

(4) 許可を受けないで物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県立美術館への入館を拒み、又は県立美術館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県立美術館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県立美術館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 県立美術館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

### 第3章 鳥取県立美術館協議会

(設置)

第13条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、県立美術館に鳥取県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第14条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営に関する細則)

第16条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第4章 ネットワークの構築

第17条 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。

## 第5章 雑則

(教育委員会規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、次項及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第3章及び附則第6項の規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和22年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設等の指定等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</p> <p>第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第 号）第2条の規定により設置された鳥取県立美術館</u></p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</p> <p>第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)



5 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定に基づき選定された法人等を指定管理候補者とする</u> <u>き。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項（第2号を除く。）の規定による指定管理候補者の選定に</p>	<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等</p>

当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号又は第2号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 略

(協定の締結)

第8条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号の規定により選定された指定管理候補者を指定管理者に指定する場合において  
は、民間資金法第5条第2項第5号に規定する事業契約に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 略

(協定の締結)

第8条 略

2 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20	鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20
<b>鳥取県立美術館協議会</b>	<b>条第2項に規定する事項</b>		条第2項に規定する事項
略		略	